

粧連株式会社に対する債権の弁済受領完了について

平成17年1月14日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者から債権全額の弁済を受けました。これにより機構が対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなりました。

1. 対象事業者の氏名又は名称
粧連株式会社

2. 経緯

本件対象事業者につきましては、平成16年9月28日に株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行い、同年11月17日に法第25条第1項に規定する買取決定を行いました。その後平成17年1月1日に、対象事業者は、事業再生計画に沿って、スポンサーである株式会社パルタックに営業譲渡を実施しました。今回の弁済は、株式会社パルタックから受領したものです。

3. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本186百万円の債権を、金融機関等から106百万円で買い取り、事業再生計画に沿って債権放棄（77百万円）を行った後、残った債権109百万円全額の弁済受領を今回完了したものです。

4. 主務大臣の意見
意見なし

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437